

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年7月10日 開会

令和7年7月10日 閉会

令和7年7月10日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 16 名

農業委員出席委員

2番 赤池 信敏	3番 桑原 康	4番 村松 義正
5番 佐野 守	6番 杉山 弘子	7番 竹川 篤志
8番 中島 由美子	10番 牧澤 邦彦	11番 渡邊 勝彦
12番 佐藤 文雄	13番 荻 真教	14番 土井 一彦
16番 富永 政則	17番 篠原 兼義	18番 樋口 公孝
19番 近藤 千鶴		

欠席委員

1番 脇坂 英治	9番 佐野 むつみ	15番 後藤 文隆
----------	-----------	-----------

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井 治	2番 塩川 金彦	3番 佐野 耕三
4番 石川 哲郎	5番 佐野 潔	6番 小林 寿恵
8番 加茂 光崇	9番 青木 秀道	10番 有賀 文彦
11番 原田 德行	12番 清 利之	

欠席委員

7番 渡井 將文

事務局職員

(併) 事務局長	野毛 裕紀子	次長兼振興係長	保坂 伸次
主任主査	押尾 貞治	主査	池田 幸司

議長

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、多くの審議案件・報告事項、最後に年金の研修会を予定しており、終了時間が遅くなる
ことが想定されますので、速やかな会議進行に、御協力くださるようお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日欠席の連絡がありましたので、1 番、脇坂英治委員、9 番、佐野むつみ委員、15 番、後藤文隆委員より報告がありました。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたします。

会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、12 番、佐藤文雄委員、13 番、荻真教委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、12 番、佐藤文雄委員、13 番、荻真教委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第30号から議第30号までです。

初めに、報第30号から報第34号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局よりお願いいたします。

事務局 池田主査

では、令和7年5月21日から令和7年6月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。朗読します。

報第30号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が、11件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。朗読します。

報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が、1件提出されました。

続きまして、議案の5ページから6ページを御覧ください。朗読します。

報第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページから8ページを御覧ください。朗読します。

報第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理いたしました。

続きまして、議案の9ページから13ページを御覧ください。朗読します。

報第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について。農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、16件の届出を受理しました。

報告は、以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第30号から報第34号まで、報告済みとします。

次に、議第27号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いいたします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の14ページを御覧ください。

議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。朗読します。

申請地はひばりが丘で、富嶽温泉花の湯の南に位置する、市街化区域の農地です。

受人は山本にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。持分売買契約になります。

受人は新規就農になります。現在の土地所有者及び営農者は、叔父と母の共同所有ですが、今回

叔父から持分を取得し、今後は母と一緒に技術を習得しながら営農する予定です。

受人は、多肉植物、観葉植物などを栽培する計画です。

申請地は、農地の上にシートを敷き、ビニールハウスを数棟建てて、その中で肥培管理しながら営農しており、駐車スペース等もありますが、総合的に見て、農地の状態と判断しました。生産物の販売については、インターネットを通して行っているとのこと。

受人の許可後耕作面積は、769平方メートルとなり、稼働人員は5名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は淀師に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は青木などで営農しており、今回経営規模拡大を目的に購入申請するものです。受人は水稲、里芋、白菜などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は8,403.93平方メートルとなり、稼働人員3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は青木に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となりますが、現在申請地のすぐ近くに住んでおり、仮登記をつけて、申請地で独学で既に営農を行ってきた実績があり、今回改めて取得するため申請をしたものです。申請地は農用地区域内農地、いわゆる青地で、現在農機具置場、農業用倉庫などが設置されていますが、面積は90平方メートル以内の約68平方メートルであると、申請人から参考資料の提出がなされています。

受人はトマトなどの露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、297平方メートルとなり、稼働人員は、現在は1名ですが、将来的には、子供と農作業へ従事する予定です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は青木で、妙善寺の北に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は新規就農となりますが、現在申請地のすぐ近くに住んでおり、農業を始めたく、半年前から口約束で申請地を借りて営農しており、芋や落花生などを栽培する計画です。知り合いから技術の指導を受けており、機械も借りる予定となっています。

受人の許可後耕作面積は、234平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は青木で、下之坊の南に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、申請地の周辺で既に営農しており、当該申請地を一体で利用したく、経営規模拡大を目的として申請に及んだものです。

申請地は当初森林の状況でしたが、伐採し、農地として開墾した旨、合わせて届け出がありました。

受人は芋、白菜など、露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、6,004平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は杉田で、ミニストップ富士宮杉田店の南西に位置する農地です。

受人は杉田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、県外から移住されて隣接する宅地と一体で農業をやりたいと思い、申請に及んだものです。近隣の農家や富士宮市在住の親戚から営農指導を受ける予定となっております。

受人はキャベツ、芋などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、847平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は村山で、来迎寺の北に位置する農地です。

受人は富士市大淵にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、知人の農地で農作業に携わっている経験があり、今後も指導を受けながら耕作をしていく予定です。申請農地は荒れていたものを整地済みであり、耕作に問題のない状況です。また申請農地の奥は竹が生育しており、こちらは肥培管理を行いながら、周辺への営農に支障のないよう計画的に適切な時期に伐採を行い、竹林の健全な状態を維持しながら、タケノコを安定的に収穫する予定となっております。

受人はサツマイモやカボチャ、タケノコなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、1,216平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山中学校の北西に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、経営規模拡大を目的として、受人の隣にある申請農地を取得したく申請に及んだものです。

受人はキャベツなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、9,743平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮保園の南西に位置する農地です。

受人は山宮にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となりますが、このたび、渡人から贈与の打診があり、自宅から近くの農地であることから、耕作をしたく申請に及んだものです。受人は過去、祖父母や両親の耕作を手伝っていた経験があり、今後は譲渡人や地域の方にも指導をいただいて技術を習得する予定となっております。

受人はキュウリ、トウモロコシ、キャベツなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、636.75平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居集会所の東に位置する農地です。

受人は上条にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は経営規模拡大を目的として、申請農地を取得したく申請に及んだものです。

受人は梅、柿、ネギなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、7,148平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第11項及び別冊航空写真は11ページを御覧ください。

申請地は精進川で、養護老人ホーム長生園の近くに位置する農地です。

受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は経営規模拡大を目的として、申請農地を取得したく申請に及んだものです。

受人はキャベツ、ナス、トマトなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、6,964.78平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、第12項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は精進川で、くぬぎ養鱒場の東に位置する農地です。

受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、

既に機械も所有し、申請農地が自宅に隣接することから、通作も便利であることもあり、申請に至ったものです。農業経験はないものの、現土地所有者や周辺農家から栽培技術の指導をしていただく予定となっております、問題はないと考えます。

受人はサツマイモ、ジャガイモなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、790平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第13項及び別冊航空写真は13ページを御覧ください。

申請地は上井出で、寿命寺の北に位置する農地です。

受人は山梨県富士河口湖町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は富士河口湖町に、既に農地を所有しており、機械も所有し、富士ヶ嶺を居所としながら営農しています。今回営農を予定する作目について、現在の営農地より標高の低い富士宮市での農地

を求めたとのことです。申請地までは、居所から20分程度の通作距離となることになるとのことで、問題ないとのことです。農業経験は数十年あり、問題ないと考えます。

受人はブルーベリーなどを栽培する計画です。

受人の許可前耕作面積は本日机上に配付しております右上が差し替えとなっている議案を御覧ください。許可前耕作面積につきましては、富士河口湖町分が324.71平方メートルとあり、許可後耕作面積は、富士河口湖町と富士宮市を合わせて、779.88平方メートルとなります。稼働人員2名です。

続きまして、第14項及び別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出小学校の南に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在申請農地の隣で営農しており、今回規模拡大を目的として申請に及んだものです。

受人はサツマイモ、ジャガイモなどを栽培する計画です。

受人の許可後面積は、1,806平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、第15項及び別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は羽鰯で、吉祥寺の北に位置する農地です。

受人は現在、静岡市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は新規就農となり、現在比較的遠方に居住していますが、申請地に隣接する住宅へ移住予定であり、申請農地が近隣となり、通作も便利であることもあり、申請に至ったものです。農業経験はないものの、現土地所有者や市内農園から栽培技術の指導をしていただく予定となっており、現在も勉強会に参加するなど問題はないと考えます。

受人はサツマイモ、ジャガイモなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、3,361.25平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第15項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、3項、4項、6項、7項、9項、12項、13項、15項について、担当委員の調査報告をお願いします。

6番。

6番 杉山弘子委員

第1項について、御説明させていただきます。

7月8日、14時半から、代理人の行政書士の方1名、共有者の母1名、農業委員2名、事務局1名の計5名で、現地調査をさせていただきました。

母と叔父が農業用ハウスで多肉植物類を栽培していましたが、叔父が高齢となり、母の手伝いを

していたこともあって、持分の譲渡の話があり取得することになり、そのまま引き続き行っていくものです。経験は3年あり、母や母の友人より技術の指導を受けたり、研修講座を受けていくとのこと。農機具の心配はなく、ビニールハウス内で管理していくとのこと。

事務局の説明どおり問題ないので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

13番

13番 荻 真教委員

ただいま審議中の第3項について、現地調査の結果を報告させていただきます。

7月7日、10時30分頃、譲受人本人、譲受人の娘さん夫婦、樋口農業委員、代理人行政書士、事務局、私の7名で申請地で話を聞きました。

申請地は譲受人の家のすぐ近くにあり、以前より耕作はしておりました。また以前より申請地を取得したいと思っており、農地法改正により下限面積が撤廃されたので、このたび譲渡人から贈与により取得することとなりました。よって、新規就農となります。

譲受人は御高齢ではありますが、娘さん夫婦も同居しており、これから一緒に農業されていく予定です。申請地は現在も耕作されており、様々な野菜が栽培されておりました。また育苗ハウス等もありとてもきれいに管理されておりました。

申請のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続けてお願いします。

13番 荻 真教委員

続けていいですか、すみません。

引き続き第4項について、現地調査の報告をいたします。同じく7月7日、午前11時頃、譲受人本人、樋口農業委員、代理人行政書士、事務局、私の5名で申請地で話を聞きました。

譲受人は申請地の近くに転居されてきました。このたび近くに農地を探していたところ申請地を贈与してもらえることとなり、新規就農する運びとなり、今回の申請となりました。

申請地は山に面した、以前は遊休農地となっていました。譲受人が整備をし、今は畑として使っております。既にたくさんの野菜が育っております。

また樋口農業委員と助言もさせていただきました。これでいい野菜が取れると思います。家族で楽しく農業やっていただければと思います。

申請のとおり問題はないので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

7番。

7番 竹川篤志委員

7番、杉田地区、竹川です。7項について御説明いたします。

4月7日、午後13時30分、譲渡人と事務局、私の3人で立ち合い、話を聞きました。

申請地は、畑として現状耕作されております。受人は新規就農者ではありますが、受人の親族が保有する畑等での手伝いの経験もあり、今回の申請地についても、キャベツ、芋などの栽培を計画しており、当該圃場も自宅裏隣接地であり、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題ありません。

また受人は農機具の保有や、受人以外の労働力、本人の妻が確保されておりまして、親族の技術指導もあり、申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。7項は会長の担当地区案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読します。

7項の案件について、7月7日月曜日、午後1時30分頃、私、事務局1名、申請人本人、申請代理人行政書士、仲介に入っている不動産業者の計5名で、立会いにより現地調査を行いました。

現地は受人が別に取得する宅地の隣に当たり、普通畑として利用可能な部分と竹林となっている部分が混在して、1つの土地となっています。

普通畑の部分については整地され、耕作可能な状況です。竹林の部分については笹などが繁茂していたところを刈り取りしてあり、タケノコの栽培の邪魔になるような竹について、間伐等に着手していました。

周囲にほかの人の畑もあるため、竹木が地下から入ることで、営農に支障が出ないように、申請人において気をつけ、生育方向を把握し、支障となる可能性のあるものはすぐに刈り取るなど、被害防除を行う予定です。

事務局の説明とおりで、特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

3番 桑原 康委員

9項の案件でよろしいですか。

議長

はい。

3番 桑原 康委員

9項の案件につきまして、7月7日の月曜日、午後2時50分頃、私と青木最適化推進委員、事務局池田さんと、申請代理人行政書士の計4名で、立会いにより現地調査を行いました。

申請人は、申請地から徒歩10分圏内に居住しており、渡人が相続により申請地の処分に困って

いたことから、贈与を受け耕作したいと思い申請に及んだとのこと。

申請人はもともと農業の経験もありまして、その手伝いをしているため、一応心得を持っていますが、近隣の農家に指導を仰ぎながら、耕作をしていく予定とのこと。それまでも耕作をやっております。

周囲はトウモロコシや芋などの露地野菜のほか、しきみといった農薬を使う耕作を行っており、申請者も慣行農法で営農し、キュウリやレタスなど、露地野菜の栽培を計画しております。立派な野菜もできておりました。

周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題はないと思われます。

事務局の説明どおりで、特に問題はありません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

14番。

土井さん、お願いします。

14番 土井一彦委員

ただいま審議中の12項について、報告をさせていただきます。

7月8日1時30分より、事務局、行政書士、申請者の4人で、現地で会って話を聞きました。

本人は新規就農ということですが、本人の自宅のすぐ横の農地をこのたび取得するということで、本人はトラクター、草刈り機等の農機具も所有しているため、問題ないかと思しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

2番。

2番 赤池信敏委員

ただいま審議中の第13項の調査について報告します。

7月7日月曜日、午後2時半、受人代理人行政書士と、農業委員会事務局1名と佐野むつみ委員と私で申請地で会い話を聞きました。

申請地は、現状は休耕中ですが、受人が今後、申請農地の全てを耕作する予定です。今回の申請地についても、ブルーベリー、ミカンなどの栽培を計画しており、周辺地域における影響や、農地の効率的な利用に問題がありません。

また、受人の経営状態も農機具の保有や労働力が確保され、技術・経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

12番。

12番 佐藤文雄委員

ただいま審議中の第15項の調査結果について報告します。

7月7日、受人、渡人、近藤委員、事務局及び私で、申請地において話を聞きました。

申請地は畑として現在も耕作されております。

受人は新規就農者であります。農業の現況を鑑み、自分で食べたいもの、子供に食べさせたいもの、食について考えるようになり、ある程度の食料自給の必要性を感じているようです。

技術の取得については、渡人や近隣の方、また御近所の農園さん開催の勉強会に参加をしております。勉強会で大豆についての知識を得て、みそや醤油の加工品の販売を今後検討する予定でございます。

周辺地域における影響や、農地の効率的な利用に問題はありません。農機具の保有や労働力が確保されており、申請が下り次第、移住する予定となっております。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第27号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって第27号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の19ページを御覧ください。朗読します。

議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項から第3項までは同一の案件となりますので、一括して説明いたします。第1項から第3項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

なお、第3項及び第4項は、それぞれが同一土地をそれぞれ別目的で転用するものであり、両方の議案番号で1つの筆の全体の転用となります。

申請地、申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、駐車場に転用しよ

うとするものです。

申請人は、隣地で工場を運営しており、既存の従業員用駐車場敷地へ工場の増改築を予定していることから、駐車場としての利用ができなくなるため、既存及び増員予定の従業員及び来客等が利用するための駐車場として転用を計画したものとなります。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は南北と東を工場敷地に接し、西を道路に接しており、周囲に農地がなく、周辺農地への影響は軽微と思われます。

雨水・排水については、東側道路側溝へ自然放流し、西側、北側、南側については、敷地外周を擁壁及びフェンスで囲い、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は、同じく16ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、工場敷地に転用しようとするものです。申請地の隣地の前所有者が未手続のまま同地番に越境する形で工場施設を転用したものに対するものについて、今回、当該地を測量したところ、越境していることが判明したため、当該部分につき、適法に活用したく追認転用をしようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は東側を第1項から第3項までの転用予定敷地に接し、南北と西を工場敷地に接しており、周囲に農地がなく、周辺農地への影響は軽微と思われます。

雨水・排水については、敷地内側溝より東側道路側溝へ放流し、工場敷地外周を擁壁及びフェンスで囲い、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

建築物については、平成11年に建築基準法において確認済みであり、既存の建築敷地と一体利用することになりますが、確認申請敷地と利用形態に変わる隣接地において計画されている駐車場敷地についても、工場敷地と擁壁フェンスで区切られるため、土地利用には当たらないことを都市計画課と協議済みとなっております。

第5項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、資材置場として追認転用をしようとするものです。申請人は、申請地の所有者である貸人が運営する土木工事を生業とする会社で、これまで転用許可を得ずに資材置場として利用していましたが、適法に利用したく申請に至ったものです。

申請地内は土木事業の資材として、油圧ショベル、土のう、仮設水道パイプのほか、碎石、鉄板

などを置き、全体を利用いたします。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。周囲は北側と東側を宅地、西側を農道、南側を畑に接しており、雨水は自然浸透となり、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。

違反転用に当たり、申請者から事後申請を反省し、今後このようなことを行わない旨の始末書も提出されております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手あり〕

議長

19番。

19番 近藤千鶴委員

第1項と第2項と第3項ですけれど、この法人は、去年は沼久保のところでも駐車場を拡大するということで、申請されてたわけなんですけど。

結構、この法人でしたら、地域の大変信用のおける会社ですので安心だと思いますが、今度芝川に、56台という駐車場なんですけれども、もう少し詳しく、また追加の増設するということなんですけれども、どのような形で造成するのか、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

申請者から伺っている台数についてなんですが、既存の駐車場42台の駐車スペースがございしますが、この部分に新しく工場を増改築により使用できなくなってしまうということで、42がマイナスになってしまう予定になっております。

このほか工場の増改築によって従業員の増員等も計画しておりまして、その差し引き分を含めて56台の確保ということになっております。

説明は以上です。

19番 近藤千鶴委員

いつも私も同じ町内ですので、その横を通らせてもらうのですが、いつも平然としててですね、にぎわいっていうのがちょっとあまり感じてなかったものですから。ですのでいつも駐車場もワッと空いているもんですからね。今度そこに増設することですので、そこはよく分かりました。

それと、第5項でございますが、ここも前回私が非農地の証明が出て、そこで私も重々言ったところなんでございますけれども、非農地のあれが提出されて、すぐこのようなものがまた出されたわけで、このところ由々しきことだなと思っているんですけれども。ここをもうちょっと詳しく説明していただかないと、もうやり損ということになってしまいますのでね。ぜひそこをもうちょっと御説明していただけますか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

事前にそういった非農地の証明であるとか、その他の申請について御相談が書士からございまして、このような違反が発覚いたしました。それに基づき、違反の是正というところをこちらで指導させていただきまして、その結果が今回の申請ということになっております。

この申請に基づいて許可が下りましたら、適法な状態に、追認ですけれども、なりますので、是正の一環という形になっております。

説明は以上です。

議長

どうぞ。

19番 近藤千鶴委員

やはり農業委員として、どこまで言っていいのかというのは大変私たちも迷うところなんですけれども。このような違反を私たちが認めちゃうと、本当にこれから限りなくこういう違法業者が出てきてしまいますので、ぜひ皆さんもちょっと不思議だなと思ったところは、しっかりとっていただきたいなと思いますので、また事務局もそこをお手伝いしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ほかにございませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、農業委員による採決を行います。

議第28号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第28号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の21ページを御覧ください。朗読します。

議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

航空写真上の枠線の部分が、今回の5条申請地となりまして、破線の部分が全体計画地となります。

申請地、申請人については議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、倉庫敷地に転用する計画です。申請人は倉庫業を営む法人であり、申請地北側に申請者が保有する物流倉庫がございますが、南稜、山宮地区など市内に工場が増え、製造した製品等を一時保管する物流倉庫が不足していることから、申請地を倉庫敷地として転用をしようとするものです。

申請地は中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当する農地になり、代替地を探しましたがありませんでした。

資金は借入により確保されております。

事業については、市土地利用事業計画の承認を受けており、他の法令についても林地開発許可、開発許可、道路占用、盛土条例等について、いずれも許可または許可見込みの回答を、許可権者から受けていることを確認済みです。

敷地内では冷凍倉庫2棟、倉庫2棟、事務所3カ所、ポンプ室1棟を建てる計画で、建築物のほか、調整池、緑地など敷地全体を利用することから、過大な面積となっていないと考えられます。

北側と東を山林、西側を公衆用道路、南側を雑種地及び農地に接しますが、農地との間には、擁壁、見切りコンクリート、緑地帯を設置します。

また、雨水・排水は調整池に放流することから、周囲の農地への影響は軽微であると考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、申請者の責任で解決します。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

10番 牧澤邦彦委員

7月の9日、昨日なんですけれど、現地調査ということで、事務局池田君と農業委員の脇坂、中島、私3名と、それと行政書士1名において、現地調査を行いました。

この許可を受けようとする土地なんですけれども、今、事務局の池田さんが言われたとおりに、周りがかかなり広い敷地になって、倉庫の敷地面積は1万8,000平方メートルという莫大なものになるんですけれど。

それで該当する土地の地目が畑になっておりまして、3筆になっています。この土地の転用許可願の面積は4,261平方メートル、4反2畝です。

今の利用状況は現況は休耕地、耕作放棄地というか、以前にはやはりこの辺は酪農農家が点在はしていたんですけれども、ほとんどこの上井出地区には酪農家は1軒ぐらいになってしまい、ここが牧草地として使われていたところで、今は休耕地、耕作放棄地ということで、使われておりません。

今説明したように、利用目的は、倉庫敷地ということで、冷凍倉庫一棟ほか8棟、9棟を建てるということで、1万8,000平方メートルの倉庫面積。

今事務局からも説明がありましたけれど、転用することによって、周りへの生ずる土地建物、あるいは家畜等の被害状況とか、もしそれが生じた場合は自己責任において処理をします。

転用して建てたことによって、雨水だとかいろいろな周りへのいろいろなことは、今説明したとおりに沈砂池を造り、また防壁あるいはフェンスとかいろいろ張って対処するという事です。そういうことで雨水とかに関しても、調整池に放流するという事で、問題はないということと。

周りはやはり山林に囲まれてまして、自社工場も今持っているということで、周りに特に目立ったというか、ほとんど被害を受けるというか、これによって生じるような農家というか、民家はありません。農地が下にあり、あとは林に囲まれてますので特にこれを建てたからといって、いろいろ問題が生じるというのは、昨日の現在では見受けられない。もしそれが生じた場合には自己責任において、対処するという事ですのでよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

〔挙手あり〕

議長

19番。

19番 近藤千鶴委員

航空写真の18ページを見ますと、山林に囲まれていて、全然こちらから何をしてるか分からないような、そのようなところにこれが建つというところで、一抹のいろんなザザーした気持ちが生じるんですけれども。冷蔵の倉庫、倉庫3棟、事務所3棟、冷蔵庫の中に一体何を入れるんでし

ようか。そういうのはお聞きしてるんですかね。

議長

事務局。

事務局 池田主査

製造物がどのようなものかは、こちらのほうで把握はしてないです。

19番 近藤千鶴委員

財産権の侵害というところがありますから、ここで何をしても自由なわけで、私たちがどうのこの言えないんですけれども。こういうところにこういうものが建つということが、私は何となく違和感を感じるんですけれども。このまま進めちゃっても大丈夫なんでしょうか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

立地の場所についてなんですけれども、こちらなぜこの場所を選んだかというところになります。が、上井出インターチェンジからのごく近い場所にまずございまして、物流についてはかなりいい場所というようなことになります。

申請人さんの需要地といいますか、送り先のほうも甲信越地方のほうに送られるということですので、中央道に近いような場所を選んだというところが1点ございます。

もう1カ所このすぐ北側になんですけれども、既にこちらの会社がお持ちになってる倉庫がございまして、それにほとんど隣接するような形で建てられるということが2点目でございます。

それから見晴らしとか周りから見やすいかどうかというところなんですけれども、東側のほうは山林になっておりますけれども、こちらの山林の部分も全部倉庫敷地として変わるということになりまして、ほとんど木がなく道路面からすぐ見えるような形になっております。

以上です。

議長

よろしいですか。納得いかないって感じなんですけれども。

これはまだネットワークに行って、そこで許可相当が出るか出ないかですから。県に行きますから、まだ。

19番 近藤千鶴委員

これはもう最後のほうですので、なぜ今回ちょっと私が意外と執拗にこういうことを言うかと言いますと、実は今回6月の一般質問の中で、農地の臭気、実はかなり食料残渣が入ってしまって、そこ近辺の方たちは診断書が30人出るほどの大変な惨事になってしまったということが、実は一般質問の2人の議員から出ました。

それと、盛土とか、また農地改良の名のものの不法投棄というものが、これも今回の6月議会で

出たわけなんですよ。ですので、大変農地のことですので、私たち農業委員が今こうやって「異議なし、異議なし」と言って、このまま私たちが何もしないでこうやっていることが、果たして本当にいいのかなっていうことは、すごく感じました。

また事務局のほうからも、やはり私たちそういうことを聞かないと、皆さん何も分からないわけですよ。何が起きてるのか全然分からないもんですから、そういうところも、しっかりと皆さんに教えていただいて、情報共有をみんなでしていかないと、この富士宮市って守れないんじゃないかなということを、大変危機感を私は今感じて。

自分も農業委員に入ったのも、この土地改良の名の不法投棄というところをずっと追いかけて、私は農業委員になったわけですのでね。ぜひ皆さん、いろいろ事務局からいろいろ情報を仕入れていただきたいと思います。

そういうわけで、すみません。ごめんなさい。

議長

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

今の上井出地区の臭気問題についてですね、この後の推進会議のほうで、ある程度の情報を共有するために、後ほど御説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長

どうぞ。

18番 樋口公孝委員

これポンプ室ってあるんですけど、ポンプ室ってこれは地下水位を上げるためのポンプ室ですかね。

議長

事務局、分かりますか。

18番 樋口公孝委員

これは農業のほうとちょっと関係ないんですけど、下の方に上井出の簡易水道浄水場と書いてあるんですよ。それが地下水であげて、簡易水道で送ってるとなると問題があるといけないのかなと思って、ちょっと近いもんですから、ちょっとその辺。

事務局

簡易水道の配水は、これは上から流れてくる。流れてくるわけ。

議長

使ってなかったら、いい。

それでは、ほかに御質疑ございませんか。

御質疑がなければ、農業委員による採決を行います。

議第29号、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。よって議第29号は、原案のとおり処理することに決定し、7月22日開催の静岡県農業会議常設委員会に諮りますので、よろしくお願いいたします。

次に、協第7号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

本日、机上に配付されております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと、題された議案を御覧ください。朗読します。

協第7号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年7月1日付け富農第597号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案をめぐっていただき4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。第1項から順に説明いたします。

第1項。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は8,219平方メートルになります。

第2項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1,629平方メートルになります。

第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1万592平方メートルになります。

第4項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1万7,096平方メートルになります。

第5項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は8万3,357平方メートルになります。

第6項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1万5,000平方メートルになります。

第7項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は8万6,679平方メートルになります。

第8項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は11万4,529.67平方メートルになります。

第9項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。飼料作物を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積14万117平方メートルになります。

第10項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積12万6,650.56平方メートルになります。

第11項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積4万2,400.68平方メートルになります。

続きまして、10ページ。「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）について」を御覧ください。

こちらは、配分のみの計画となります。中間管理機構に貸付されましたが、その後、借主の解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第1項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は4年11か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

それでは、質疑を許します。御質疑はございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決をします。

協第7号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第7号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第30号「富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。議第30号の議案をご覧ください。朗読します。

議第30号 富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

次の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者を、富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員として委嘱する。

開拓地区、熊谷勝史、富士宮市人穴■■■■

補足しますと、先月で辞任された金田推進委員に代わり、富士開拓農協から御推薦をいただいた方になります。職業は酪農業を営んでおります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

この案件は質疑を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

議第30号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第30号は、原案のとおり決定しました。

次に、ここで違反転用案件について、事務局より報告があります。

事務局。

事務局 池田主査

本日机上に配付しております、違反転用事案報告と題された書類を御覧ください。朗読いたします。

農地法第51条第1項第1号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。山宮地区で行われている違反転用事案につきまして、報告させていただきます。

当該事案の違反転用内容は、農地転用許可なく太陽光発電設備が、設置されているものとなります。地権者及び違反転用者は報告書のとおりとなります。

経緯となりますが、令和7年2月20日に、代理人を通じ農地転用許可申請の提出、相談がございました。申請書に多数の不備及び添付書類の不足が見られたため、補正を要求したところ、補正及び書類提出がされなかったことから、申請書をお返ししている状況となります。

その後、許可なく無断で転用していることが発覚し、これまで5月9日、5月29日に2度撤去を行うよう指導文書を送付しております。

また発電設備が高さのある支柱の上にパネルが設置されており、災害を懸念する意見や、パネル下部の土地からの草の繁茂状況による苦情が、近隣より寄せられております。

また、令和7年7月7日に、会長、山宮地区の桑原農業委員、青木最適化推進、これまで近隣の同一地権者が行っている案件に携わっていただいた竹川農業委員、事務局1名で、現地調査を実施

しました。

発電設備がまだ撤去されておらず、草刈りは一度行われているものの、再度伸びてきている状況を確認しております。

同施設は、売電目的で固定価格買取制度を利用しているため、資源エネルギー庁に対し、同設備が農地法に違反していることについて報告を予定しております。違反事実が認められていることから、当委員会としては、設置者に対し、違反の是正を引き続き要求したいと考えております。

今後ですが、設備撤去を行うよう勧告書を送付し、それでも従わない場合は撤去命令や代執行などを含む是正措置を検討していきたいと思っております。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手あり〕

議長

10番。

10番 牧澤邦彦委員

ちょっと関連して、お聞きしたいんですけれど。

知識的にあまり持ってないものですから、かなり農地の上に太陽光発電というのはかなり厳しくなっているということで違反になっていると思うんですけれども。

違反転用に対する、勧告とか是正命令とかいろいろやっていて、最終的にそういう措置を取らなかった場合っていうのは行政処分、重い農地法による行政処分。そういうところまで、最終的に行くんでしょうか、お願いします。

議長

事務局。

事務局 池田主査

違反転用の指導のフローみたいなところの御質問かと思います。

通常ですと、違反転用が発覚しましたとなった後に、口頭指導、文書指導を通じて違反転用者の是正を促すというような形をとっております。

それでも違反が是正されないようなケース、今回のようなケース。こういった場合については、より重い勧告文書というものをお送りしまして、相手方の違反をさらに動かすといいますか、是正をしていただくように促すというような形をとります。

これをさらにやらないと、是正しないということになりますと、行政指導という、こちらが指導する、やるよということを超えて、今度は行政処分という世界のお話になっていきます。撤去命令、

命令を出したりであるとか、原状回復命令を出したり、あるいはそれでもやらないとなると、最終的に行政が強制的に撤去する。行政側で撤去し、お金を請求するというような代執行というものがあるんですが、そういった世界になってくる可能性がございます。

またこれとは別に罰則の規定もございまして、違反転用者については、例えば罰金であるとか、あるいは最悪懲役とかというような世界もございますので、そういったふうなふうに重たい話にどんどんなっていくというようなことになります。

基本的には、是正をまずは促していくということを、念頭に動いていきたいと思っております。以上です。

10番 牧澤邦彦委員

それは今池田さんが言われたのは、是正命令、勧告とか、そこらまでが農業委員会としてやることで、その上を行政処分。極端に言うと、懲役刑とか罰金刑。

それはまたほかの行政というか、警察とかそういうものが担当していくという理解でいいんですかね。

農業委員会はそこまでは、あくまでも是正をしてくださいという勧告とか、お願いをするということでもいいんでしょうか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

代執行であるとか、命令につきましては、これは農業委員会のほうのお話になってきます。罰則等については、恐らく裁判所であるとか、検察であるとか、そういったところともちょっと話すような内容になってくるかなとは思いますが、ちょっと今そういった事例が手元にないものですから、具体的にどういうふうに手続を取るのかってのは、ちょっと申し上げられないんですけれども。決して農業委員会がそのときにも関わらないわけではないとは思いますが。

10番 牧澤邦彦委員

はい、分かりました。

議長

13番。

13番 荻 真教委員

そのところの南側にも、太陽光あるじゃないですか。そこも違反転用。

議長

事務局。

事務局 池田主査

そちらは、転用許可を受けておるんですけれども、全く同じですね。地権者が行っている、これ

は適法といいますか、許可を受けて建てたものになります。

ただ現場を見ますと、本来営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングの下の農地というのは、耕作をしてないといけないという決まりがあるんですけども、非常に雑草が繁茂してしまっていて、この春ぐらいにですが作付けしている作物が草に覆われていて、ほとんど管理されてないんじゃないかなというふうに思えるような状況でもありました。

13番 萩 真教委員

それはブルーベリーじゃないですか。

事務局 池田主査

これはこれでちょっと指導していく必要があります。ちょっと今回の北側のほうは完全に違反ということで、これはお茶を作っております。

13番 萩 真教委員

北側って何か補助金とか受けてるとか、そういうのは。

事務局 池田主査

北側のほうは、完全に農地法違反の状態になってますので、他法令のほうも恐らくは何も手続をとらないまま、勝手に建ててしまったというようなふうに見受けられます。ただ固定価格買取制度フィットだけは認定を受けているというふうに聞いていますので、まずそちらのほうを止めるというところも、ちょっと念頭に置いて動いています。

議長

16番。

16番 富永政則委員

先ほどの大規模な工場造成地のところも含めて、ちょっと心配なところがある。

2月の20日の日に書類が上がったよということで、認知して1回。この太陽光については、書類は1回どういう書類か分からないけれども、1回上がったということで、富士宮市としては、ここにそういう計画があるよということは、許可する、しないは別にしても分かったわけですね。

その後3月の31日ぐらいには、もう変だけどやってるよという話だから。ということは、逆に言うと、黙ってどんどんやるだけやっちゃって、止める手立てはないの、正直なところ。

ちょっといいですか。申請あげました、だめです。これは書類が正しくありません、許可できませんということで1回戻しているんだけど。やりたい人は好きなようにやっちゃって。おいおい止めてくれ、止めてくれってと言ってるけれども、いつの間にか出来上がっちゃってますよというのが、7月7日の、昨日か一昨日の確認ですね。その間に何か止める手立てというのはないのかなというのが1つある。何かというと、さっき近藤委員が言った、大規模な工場敷地を造るっていったときにも、造りますよって言って、我々開拓で一番怖いのが、東京のほうからトラックが何十台もつながって来て、ポンポンと入れちゃって、帰られちゃったら分からないわけですね。

そういうのを全部含めたときに、何か途中で、ある意味で言うと強制的に止めるということができなかったか、できる方法はないなのか。それが一番の根本の問題じゃないかと思うんですよ。

そこは何かありますか。そういうところが、止めるようなところが。

議長

事務局。

事務局 池田主査

今回のケースについてですけれども。今回のケースは、2月20日に書類の申請がありまして、その補正であるとか、手続をこちらのほうでこれじゃ足りませんというような御案内をしてつた。3月31日の時点で、じゃあ工事中だったということを把握したかという、してなかったです。いきなり建った状態で初めてこちらで発覚したというようなところになりまして、途中経過はちょっと分かってなかったです。

もし土が搬入してますよであるとか、今そこを工事してますなんていうお話があった場合は、これは中止を指導するようなお話になっていきます。当然農地を動かす場合については、農地転用許可がないと動かせないというのが法律の建て付けですので、それを違反している状態ということで、こちらのほうから指導するというような流れになります。

議長

ほかにございます。

19番

19番 近藤千鶴委員

すみません、何度も。経過を見ますと、補正等の要求時に事務局職員に対して暴言があった。これ懲罰ものですよ、この暴言がね。

その職員はどうですかね、大丈夫だったんですか。これの経緯をちょっと説明していかないと、職員だって、対策ができないですよ、どうだったんでしょうか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

農業委員会のほうが許認可というのを取り扱っているところと、あと違反があった場合に指導しなきゃいけないというような立場がございまして。今回のケースでも、許可申請を上げてきたんだけど、全然書類が足りないであるとか、不足のあるような書類があるといったときには、当然そういう指導をいたします。

相手方からすると、そういったものをちょっと気に食わないであるとか、本当は出したいところ出せないような状況になりますので、そこでちょっとやりとりが発生するといいますか、向こう側の方に不満を感じるというところが出てくるというところになります。

今回のケースでも、窓口のほうで結構な暴言であるとか、あるいはそういったものもございましたけれども。以後、事務局職員も必ず1人でそういったお客様と対応するのではなくて、例えば2人体制で対応するであるとか、記録をちゃんと取って、そういった何かがあったとき、不測なときがあったときに対応できるようにするであるとか、その他全庁的に人事課であるとか、あるいは外の警察であるとか、そういったところに通報するなりして対応しようということで、内部的な体制は作られております。

19番 近藤千鶴委員

気を付けてください。

議長

ほかに。ないですね。それではこれもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、8月8日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年7月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

この後、農地最適化推進会議を行います。2時半から行いますのでよろしくお願いいたします。

午後2時20分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 2 番

会議録署名人

1 3 番